

# 一般社団法人 福井県子ども会育成連合会 表彰規程

(目的)

## 第 1 条

一般社団法人 福井県子ども会育成連合会（以下「本会」という。）が行う表彰は、この規程の定めるところにより、子ども会、ならびに子ども会活動助成にあたっている指導者（指導者組織も含む）、育成者（育成者組織も含む）等に対して、その業績を表彰し、本県の子ども会活動の振興を図ることを目指す。

(被表彰者【団体】)

## 第 2 条

表彰の対象は、次のとおりとする。

- 1 個人表彰 指導者、育成者、青年指導者とし、おおむね7年以上にわたり継続して子ども会活動の指導または育成に従事し、その功績が顕著であるもの。
- 2 団体表彰 子ども会、ジュニア・リーダー組織、指導者組織および育成組織とし、おおむね10年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。
- 3 ジュニア・リーダー活動奨励賞  
2年以上にわたり、ジュニア・リーダーとして優れた活動を行い、他の模範となるもの。

(推薦者)

## 第 3 条

推薦者は、各市町の子ども会連合会の代表者、または各市町教育委員会とする。

(推薦方法)

## 第 4 条

第3条に基づく推薦者は第2条の区分によって、それぞれ原則として別表のとおり推薦を行うことができる。ただし、ジュニア・リーダー活動奨励賞についてはその限りではない。

(選考)

## 第 5 条

選考は本会役員をもって構成する選考委員会で行う。

(表彰)

## 第 6 条

- 1 表彰の時期は原則として年1回とし、県子ども会事業の開催時に行う。
- 2 被表彰者（団体）には、表彰状に記念品を添えて授与する。

(感謝状の贈呈)

## 第 7 条

感謝状の贈呈を行う場合は、その都度、理事会において決定する。

(改廃)

第 8 条

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

第 9 条

本規程に定めのない事項については、その都度、理事会の協議により決定する。

附則

本規程は昭和 49 年 3 月 1 日より施行する。

一部改正 昭和 52 年 9 月 12 日、昭和 62 年 9 月 18 日

平成 18 年 6 月 10 日、平成 24 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日 (平成 27 年 3 月 21 日 理事会決議)

別表 

福井市 (7 件)、坂井市 (4 件)、他市 (3 件)、町 (2 件)
--------------------------------------